

○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する冠水危険情報等を直轄区市長へ伝達する取組を構築する。(ホットメールの構築)	現状と課題 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに市長及び関係部署に伝達する体制を構築している。	・市長が避難指示を判断する際に必要な河川の状況や気象情報などをインターネットやDISを活用し、収集している。	・市内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。			・首長による避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築している。(建設局)	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局	
		今後の取組 ・引き続き、受信した情報については、直ちに市長及び関係部署に伝達する体制を構築していく。	・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。 ・市長が避難指示を判断する際に必要な河川の状況や気象情報などをインターネットやDIS等を活用して職員で情報収集を行っている。					・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)	
		R6年度 ・7月に防災システムを使用した図上訓練を行い、庁内連携態勢の確認を行った。						・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)	
		R7年度 ・昨年度に引き続き、風水害を想定した図上訓練を実施し、庁内連携態勢の確認を実施した。						・洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、対象の区市に対して直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築し、運用している。(建設局)	
B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題 ・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を市防災担当部署(防災課)で受信できる仕組みを構築した。 ・市長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合があります。	・市長が避難指示を判断する際に必要な河川の状況や気象情報などをインターネットやDISを活用し、収集している。	・洪水予報河川、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の情報収集方法について稲城市避難情報判断・伝達マニュアルを修正して策定済みである。				・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防災総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用して動画を配信している(建設局)。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
	今後の取組 ・引き続き、東京都からの情報を市防災担当部署(防災課)で速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・引き続き、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・引き続き、東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるようエソンの派遣体制を整備していく。				・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)		
	R6年度 ・引き続き、東京都からの情報を市防災担当部署(防災課)で速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・多摩市避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき、収集した情報の結果予測される事態を各関係機関に共有できる態勢を整えている。 ・引き続き、河川情報の提供について東京都が実施する取組に応じ対応を検討しつつ、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備し、連携を強化する。	・引き続き、東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備している。	・引き続き、東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備している。			・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・新たに3河川を水位周知河川に指定した。(建設局) ・防災情報を区市防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済みである。(港湾局、建設局)		
	R7年度 ・引き続き、東京都からの情報を市防災担当部署(防災課)で速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備していく。	・多摩市避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき、収集した情報の結果予測される事態を各関係機関に共有できる態勢を整えている。 ・引き続き、河川情報の提供について東京都が実施する取組に応じ対応を検討しつつ、東京都からの情報を区市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備し、連携を強化する。	・引き続き、東京都からの情報を市長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備した。				・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・新たに1河川を洪水予報河川に指定した。(建設局) ・防災情報を区市防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済みである。(港湾局、建設局)		
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	現状と課題 ・庁内各部署で、避難指示着目型のタイムラインをそれぞれ作成している。 ・河川別でなく風水害全般として作成しているため、発令対象区域に関する記載は行っていない。発令判断基準は、今後の検証をもとに現在の記載方法でよいかを検討していく。	・避難情報の発令に関する判断と伝達要領のマニュアルを改定し、都管理河川である大葉川・乞田川に関して、洪水時における避難情報等の発令体制を確認した。 ・洪水に関する避難指示の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・東京都管理河川である三沢川について、稲城市避難情報判断・伝達マニュアルを策定し、避難情報等の発令体制を確立している。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。			・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
	今後の取組 ・水害対応後や訓練後に、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を必要に応じタイムラインに反映させるなど、タイムラインの充実を図っていく。	・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討している。	・洪水に関する避難指示等の発令基準を稲城市避難情報判断・伝達マニュアルに定めているが、より詳細な発令基準や対象区域をより詳細に定める必要がある。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。			・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)		
	R6年度 ・水害対応後や訓練後に、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を必要に応じタイムラインに反映させるなど、タイムラインの充実を図った。	・多摩市避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき図上訓練等を行い、発令判断基準の浸透を図った。	・稲城市避難情報判断・伝達マニュアルに避難指示等の発令対象地域及び発令基準について定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を検討していく。	・国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供を行っている。 ・区市町村防災担当者との打ち合わせ等、連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜、助言を行っている。			・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認するとともに、適時、水害対応タイムラインの作成の有無を確認している。(建設局、総務局、港湾局) ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・高潮浸水想定区域図の改定及び高潮特別警戒水位の再設定を行った(港湾局、建設局)。		
	R7年度 ・水害対応後や訓練後に、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を必要に応じタイムラインに反映させるなど、タイムラインの充実を図った。	・多摩市避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき図上訓練等を行い、発令判断基準の浸透を図った。	・洪水に関する避難指示等の発令基準を稲城市避難情報判断・伝達マニュアルに定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を検討した。	・国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供を行っている。 ・区市町村防災担当者との打ち合わせ等、連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜、助言を行っている。 ・令和8年5月下旬からの防災気象情報の見直しに関して、大雨や高潮の危険警報等の発表基準を東京都や区市町村と調整して新たに設定し、関係機関への周知を行っている。			・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認するとともに、適時、水害対応タイムラインの作成の有無を確認している。(建設局、総務局、港湾局) ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・高潮浸水想定区域図及び高潮特別警戒水位を設定済みである。(港湾局、建設局)		

○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
③水害危険性の周知、IoTを活用した洪水・高潮情報の提供	<p>・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を促進する。</p> <p>・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知高岸について情報共有する。</p> <p>※水害危険性の周知平常時における洪水予報の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。</p>	<p>・洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、浸水予想区域を周知している。</p> <p>・地域の防災講話で、「高齢者等避難」などの用語や意味を説明し、理解を深めている。</p> <p>・避難情報については、防災行政無線、緊急速報メール(エリアメール)、登録制メール配信サービス、ホームページ等で伝達している。</p>	<p>・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。また、避難情報等について、防災行政無線、エリアメール、登録制のメール、多摩市公式ホームページ等を活用し住民に伝達している。</p> <p>・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。</p>	<p>・稲城市公式ホームページにて、東京都水防災総合情報システムのリンクを公開し、河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報が確認できるようにしている。</p> <p>・稲城市公式ホームページにて、避難情報判断・伝達マニュアルを公開し、住民の避難のタイミングや、避難方法、避難情報の伝達方法が確認できるようにしている。</p> <p>・避難情報については、防災行政無線、防災行政無線テレホンサービス、緊急速報メール(エリアメール)、登録制メール、公式ツイッター及び公式ホームページを活用し、伝達している。</p>	<p>・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。</p>		<p>・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。</p> <p>水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」や「Youtube」で公開し、情報発信を強化している。(建設局)</p> <p>・発信情報の集約化や有効活用策の検討が必要である。(建設局)</p> <p>・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局</p>
		<p>・ハザードマップの周知を進める。</p> <p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・緊急時には、各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を図る等、情報の確実な伝達について検討していく。</p> <p>・平常時には、地域の訓練や防災講話等を通じ、周知を図っていく。</p>	<p>・稲城市避難情報判断・伝達マニュアルに基づき、避難情報等が確実に伝達されるよう取り組んでいる。</p> <p>・登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。</p>	<p>・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を利活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。</p>		<p>・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。(建設局)</p> <p>・閲覧回数やアクセス数等から、活用状況を把握する。(建設局)</p> <p>・高潮浸水想定区域図の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行う。(港湾局)</p>	
		<p>・ハザードマップの周知に努めた。</p> <p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討した。</p> <p>・昨年度に整備した市民向け防災ポータルサイトを使用し、災害時の情報を一括で確認できるように努めた。</p>	<p>・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。</p> <p>・昨年度好評だった為、図書館、公民館等にて水害リスクの啓発を行った。</p>	<p>・防災訓練や防災講話を通じて、登録制メール(稲城市メール配信サービス)、ハザードマップ(いなぎ防災マップ)の周知に取り組んだ。</p> <p>・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。</p>	<p>・引き続き気象庁ホームページ上でキキクル(危険度分布)や流域雨量指数の予測値等を提供するとともに、これらの活用について、都内の各区市町村長、防災担当者との打ち合わせの際に周知や説明を実施した。</p>		<p>・監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。(建設局)</p> <p>・調節池の貯留率および取水口の映像を新たに公開した。(建設局)</p> <p>・都民や高潮防災関係機関等に高潮に関する映像情報を迅速かつ的確に提供することを目的とし、ライブカメラ2台を増設した。(港湾局)</p> <p>・高潮防災総合情報システムについて、職員用機能及び公開用機能の改修を継続的に進めている。(港湾局)</p>	
<p>・ハザードマップと防災ポータルサイトの周知に努めた。</p> <p>(WEB/ハザードマップで河川水位情報が確認できるようにしている。)</p> <p>・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討した。</p>	<p>・情報が住民に確実に伝わるような手段について、引き続き検討していく。</p> <p>・昨年度好評だった為、図書館、公民館等にて水害リスクの啓発を行い、ハザードマップやマイタイムラインを配布した。</p>	<p>・稲城市避難情報判断・伝達マニュアルに基づく避難情報等が確実に伝達されるよう取り組んでいる。</p> <p>・防災訓練や防災講話を通じて、登録制メール(稲城市メール配信サービス)の登録拡大、「いなぎ防災マップ」改め「いなぎ防災ガイド」の更新に取り組んでいる。令和7年2月から、稲城市公式ウェブサイト上に防災情報を集約したポータルサイトの運用を開始し、令和8年3月には、住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化として、防災アプリを新たに運用する。</p> <p>・また、防災行政無線の輻射防止のため2分割にして放送する等確実な情報伝達に取り組んでいる。</p>	<p>・引き続き気象庁ホームページ上で警報・注意報やキキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値等の防災気象情報を提供するとともに、これらの活用について、都内の各区市町村長、防災担当者との打ち合わせの際に周知や説明を実施していく。</p>		<p>・監視カメラや水位計を増設し、引き続き、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。(建設局)</p> <p>・調節池の貯留率および取水口の映像を公開し、運用している。(建設局)</p> <p>・高潮防災総合情報システムについて機能改修を継続的に進めている。(港湾局)</p>			
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	<p>・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。</p>	<p>・警戒レベル相当情報を活用した避難指示等の発令基準については、現在整理がされている。</p> <p>・警戒レベルと避難行動については、洪水・土砂災害ハザードマップで周知を図っている。</p>	<p>・警戒レベルについて、市役所防災担当職員の理解は深まっているが、市民にどれだけ浸透しているかは不明である。</p>	<p>・令和7年10月に修正した稲城市避難情報判断・伝達マニュアルで警戒レベルの発令基準となる防災情報を整理している。</p> <p>・警戒レベルと避難行動を結びつけるように周知を図っていく。</p>	<p>・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。</p> <p>・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。</p>	<p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルを明示した発表文を用いて運用している。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局</p>	
		<p>・警戒レベル相当情報や防災気象情報に変更等があった場合、避難指示等の発令基準について検討を行う。</p>	<p>・水防訓練や防災講話の際に警戒レベルについて周知していく。</p>	<p>・令和6年度に稲城市地域防災計画を修正したことから現体制で対応できており、今後必要に応じて見直しを図っていく。</p>	<p>・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。</p> <p>・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。</p>		<p>・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)</p>	
		<p>・警戒レベルと避難行動については、洪水・土砂災害ハザードマップで周知を図っている。</p> <p>・警戒レベル相当情報や防災気象情報に変更等があった場合、避難指示等の発令基準について検討を行う。</p>	<p>・昨年度の新規事業(公共施設でのリスク啓発)により、市民の出水期間における水害への関心が高いことが分かったため、引き続き図書館等において水害リスクの啓発を行った。来年度以降も、市民の情報入手機会を増やせるよう取り組む。</p>	<p>・防災訓練や防災講話を通じて、警戒レベルと防災気象情報の説明及び警戒レベルと避難行動が結びつけるように周知した。</p>	<p>・防災気象情報の体系整理に係る検討・準備状況について、都道府県に説明を行った。</p> <p>・自治体向けの講習会や担当者打合せ、気象防災ワークショップなどの機会を通して、防災気象情報と警戒レベルの説明を行った。</p> <p>・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけについて、令和6年5月27日から、対象地域をこれまでの地方単位から府県単位に絞り込んで発表する改善を行った。</p>		<p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)</p>	
<p>・警戒レベルと避難行動については、引き続き、洪水・土砂災害ハザードマップで周知を図っている。</p> <p>・防災気象情報の変更に伴い、ハザードマップに掲載している情報の更新を実施。</p>	<p>・昨年度の新規事業(公共施設でのリスク啓発)により、市民の出水期間における水害への関心が高いことが分かったため、引き続き図書館等において水害リスクの啓発を行った。来年度以降も、市民の情報入手機会を増やせるよう取り組む。</p>	<p>・防災訓練や防災講話を通じて、警戒レベルと防災気象情報の説明及び警戒レベルと避難行動が結びつけるように周知した。</p>	<p>・新たな防災気象情報の内容について、機を捉えて東京都や都内区市町村に説明を行った。</p> <p>・自治体向けの講習会や防災担当者との打合せ、気象防災ワークショップなどの機会を通して、防災気象情報と警戒レベルの説明を行った。</p>		<p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用している。(港湾局、建設局)</p>			
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	<p>・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。</p> <p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</p>	<p>放流通知を受けているが、その作業が具体的に、いつ、どの程度影響を及ぼすか、避難情報の発令にどれほど影響するか検討が必要である。</p>	<p>・小河内ダムの放流情報が、避難情報の発令の判断基準の一つとなるよう、稲城市避難情報判断・伝達マニュアルに反映している。</p> <p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通受のタイミングについて確認を行い、必要に応じて避難指示等の発令基準に反映している。</p>	<p>・小河内ダム管理事務所等と連携し、引き続き、市民への情報伝達を実施していく。</p>		<p>・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている。(水道局、建設局)</p> <p>・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)</p>	<p>【区市町村】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づき関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局</p>	
		<p>ダムの放流に関する知識を深め、避難情報の発令の意思決定につなげる。</p>	<p>・小河内ダム管理事務所等と連携し、引き続き、市民への情報伝達を実施していく。</p>			<p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> <p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。(水道局、交通局)</p>		
		<p>・ダムの放流に関する知識を深め、避難情報の発令の意思決定につなげる。</p>	<p>・避難情報の発令の判断基準の一つとして、小河内ダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、引き続き検討していく。</p>			<p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>		
		<p>・ダムの放流に関する知識を深め、避難情報の発令の意思決定につなげる。</p>	<p>・小河内ダム管理事務所等と連携し、市民への情報伝達を実施した。</p>			<p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>		

○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有		現状と課題	・洪水・土砂災害ハザードマップには、隣接市の避難施設も掲載している。 ・避難指示等の発令の際には、隣接する相模原市と事前に連絡を取り合い、情報を共有する。 ・具体的な避難経路は定めていない。	・多摩市洪水ハザードマップで避難場所及び避難方向を公表している。	・隣接市区町村の避難場所を共有する体制は構築されていない。		・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局、教育庁	
		今後の具体的な取組	・住民が確実に避難できる経路を検討していく。 ・引き続き、避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく。	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。 ・住民が確実に避難できる経路を検討していく。	・近隣市町村においても、同様に浸水する可能性があることから、今後も情報交換しながら検討していく。		・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)		
		R6年度	・近隣市と連携を取り、住民が確実に避難できる経路を検討していく。 ・隣接市の避難場所等の情報をハザードマップに掲載している。	・ハザードマップの使い方に関する事業の実施や展示を行ったほか、ハザードマップを使った避難経路作成支援ツールをホームページや広報で案内するなど、情報公開にとどまらずその活用方法についても啓発した。	・避難場所等の情報を隣接市と共有し、連絡体制の構築を図っていく。		・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図の改定を行った。引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局)	・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図の改定を行った。引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風水害時の広域避難等を円滑に実施するために、各機関が連携して必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)	
		R7年度	・近隣市と連携を取り、住民が確実に避難できる経路を検討していく。(前年度から大きな進捗はなし) ・隣接市の避難場所等の情報をハザードマップに掲載している。 ・今年度、ハザードマップの大幅更新を実施。R8年度に全戸配布を実施予定。	・ハザードマップの使い方に関する事業の実施や展示を行ったほか、ハザードマップを使った避難経路作成支援ツールをホームページや広報で案内するなど、情報公開にとどまらずその活用方法についても啓発した。	・近隣市町村においても、同様に浸水する可能性があることから、情報交換を実施している。		・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・区部について雨水出水浸水想定区域図の作成・公表を行った。多摩部について引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・新たに設置した都内自治体や関係機関を構成員とする「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」において、都の広域避難計画である「東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領」の策定に向けた検討を進めている。(総務局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知を行った。(教育庁)		
⑦要配慮者利用施設等における避難計画等における避難訓練の実施状況の確認	・洪水浸水想定区域図、浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認する。 ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 ・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 ・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。	現状と課題	・町田市地域防災計画(2020年度修正)において、要配慮者利用施設、地下街等の把握を行った。 ・地域防災計画で定めた要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促している。 ・地域防災計画に定められた施設における避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況の現状確認や未作成・未実施の施設に対する支援等を行っている。 ・開業や閉業、立地状況の変化等により、要配慮者利用施設の追加、削除等を適宜行っていく必要がある。	・浸水が想定される地域の要配慮者施設を地域防災計画に定める必要がある。 ・避難確保計画の策定や避難訓練の実施について、周知・徹底を図る必要がある。 ・浸水が予想される地域に立地する地下施設について、常備消防を東京消防庁に委託している多摩市では、建物の消防情報を持っておらず、地下の店舗等を持つ民間のビル及びその所有者・管理者の情報把握が現状不可能である。	・東京都による三沢川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図から公表区域内の要配慮者施設等を確認した。 ・令和2年度に修正した「稲城市地域防災計画」に区域内の施設を定め、施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認している。		・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化局) ・東京都豪雨対策基本方針に基づき、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。(都市整備局) ・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉局、保健医療局) ・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉局、保健医療局、教育庁、生活文化局、都市整備局(一、二、三、四、六建管内のみ)	
		今後の具体的な取組	・開業や閉業、立地状況の変化等による要配慮者利用施設等の追加、削除等を適宜行っていく。 ・避難確保計画の作成や避難訓練の実施について、周知・啓発していく。	・地域防災計画の修正に合わせ、浸水が想定される地域の要配慮者施設を水防法における要配慮者施設に定めていく。 ・要配慮者施設に対し、避難確保計画の策定や避難訓練の実施について、積極的に呼びかけていく。	・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。		・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。 ・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行うとともに、私学部が行う実地指導等において訓練の実施状況等の確認を行う。(生活文化局) ・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。(都市整備局) ・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉局、保健医療局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁)		
		R6年度	・地域防災計画に記載した施設等(要配慮者利用施設、地下街等)に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。 ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保計画・訓練に対する助言等を行っている。	・地域防災計画に定めた要配慮者利用施設等に対して、引き続き避難確保計画の作成の支援をするとともに、実施状況を確認した。 ・市が所管する要配慮者利用施設について、引き続き避難確保計画の策定を依頼し、要望のある施設については作成相談を受け付けた。	・地域防災計画に定めた要配慮者利用施設等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。 ・各自治体に対して、要配慮者利用施設で定められる避難確保計画の作成について、気象台から作成支援を行う旨、周知している。 ・東京都社会福祉協議会と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して、令和8年5月下旬に運用を開始する新たな防災気象情報の活用方法について説明会を実施する予定。		・各市区町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、アンケート調査を実施し、結果の共有を行った。また、アンケート結果を踏まえ、関東地帯と合同の意見交換会を開催することで必要な支援を行った。(建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定を行った。引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・出水期前には、12地区において地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、各地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、新橋地区・有楽町地区の訓練では、避難誘導の実効性を向上させるため小学生の親子を対象とした避難訓練イベントを開催した。(都市整備局) ・避難経路の精査については、八重洲地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局) ・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を実施。(福祉局・保健医療局)		
R7年度	・地域防災計画に記載した施設等(要配慮者利用施設、地下街等)に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。 ・地域防災計画に定めた施設等に対して、避難確保計画・訓練に対する助言等を行っている。	・地域防災計画に定めた要配慮者利用施設等に対して、引き続き避難確保計画の作成を依頼し、要望のある施設については作成相談を受け付けた。	・各自治体に対して、要配慮者利用施設で定められる避難確保計画の作成について、気象台から作成支援を行う旨、周知している。 ・東京都社会福祉協議会と連携し、要配慮者利用施設の管理者に対して、令和8年5月下旬に運用を開始する新たな防災気象情報の活用方法について説明会を実施する予定。		・各市区町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、調査を実施し、結果を取りまとめ情報共有を行った。(建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・出水期前には、12地区において地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。(都市整備局) ・出水期前の地区部会では、地下街等の施設管理者と図上訓練を行った上で、実働訓練の実施を促し、浸水への備えを強化した。(都市整備局) ・さらに新宿東地区及び大手町地区では、小学生の親子を対象とした避難訓練イベントを開催し、水害に対する意識啓発の促進を図るとともに、施設管理者と発災時の避難行動の実効性を高める誘導を行った。(都市整備局) ・平成20年に策定した東京都地下空間浸水対策ガイドラインについて、気候変動の影響や地下空間を取り巻く環境の変化を踏まえるとともに、今日技術開発の進展が自主防災ICT技術等を活用した事例も含めた内容に改定し、半地下を含む地下室又は地下駐車場を有する中小ビルや個人住宅の所有者、大規模地下街等の管理者等が、安全な地下空間を確保するための指針とした。(都市整備局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化局) ・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を実施。(福祉局・保健医療局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知を行った。(教育庁)				

○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑧想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有	東京都市管理河川を対象とした取組内容	現状と課題			・想定最大規模降雨に係る内水の浸水想定区域図及び三沢川の浸水想定区域図をいなぎ防災ガイドに掲載済み。		・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図等を作成する必要がある(建設局、下水道局)。	【東京都】建設局、下水道局、港湾局 【市町村】市町村のみが対象(下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)	
		今後の取組の具体的な			・「いなぎ防災マップ」改め「いなぎ防災ガイド」を令和7年度に更新し、必要に応じて見直しを図っていく。		・引続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。(下水道局) ・引続き、市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。(下水道局) ・高潮浸水想定区域図を改定していく。(港湾局、建設局) ・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図等を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく(建設局、下水道局)。		
		R6年度						・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成し指定・公表した。(建設局) ・引続き雨水出水浸水想定区域図を作成。(下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R7年度				・「いなぎ防災マップ」改め「いなぎ防災ガイド」を、新たに作成された内水浸水想定区域図及び三沢川の浸水想定区域図を含めた内容に更新した。		・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を指定・公表済である。(建設局) ・区部について水防法に基づく雨水出水浸水想定区域図の作成・公表を行った。(下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
⑨水害ハザードマップの作成、改良と周知	東京都市管理河川を対象とした取組内容	現状と課題	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基に洪水・土砂災害ハザードマップを作成し公表している。 ・市役所及び市民センターでの配布、防災講話での配布に加え、ホームページでも同内容を公開している。 ・修正にあたっては、住民に分かりやすい洪水・土砂災害ハザードマップとなるよう必要に応じて改良する。	・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。	・東京都が作成している、浅川圏域、大栗川及び三沢川流域浸水予想区域図を公式ホームページにおいて公表している。		・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を公表し、区によるハザードマップの作成を支援している。(建設局、港湾局)	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】建設局、下水道局、港湾局	
		今後の取組の具体的な	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 ・ハザードマップの修正に際しては、「水害ハザードマップの手引き」等を踏まえ、分かりやすいハザードマップへの改良について検討する。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・今後も効果的に周知する方法を検討していく。		・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)		
		R6年度	・転入者等への配布を行うなどしてハザードマップの周知を行っている。 ・ハザードマップについての記事を広報紙に掲載するなどし、住民の認知度の向上を図った。	・昨年引き続き、図書館や公民館等において水害リスク啓発展示を行ったり、訓練においてハザードマップの配布を行い、住民の認知度向上を図った。	・防災講話や防災訓練の際に周知している。		・引続き市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)		
		R7年度	・転入者等への配布を行うなどしてハザードマップの周知を行っている。 ・ハザードマップについての記事を広報紙に掲載するなどし、住民の認知度の向上を図った。	・昨年引き続き、図書館や公民館等において水害リスク啓発展示を行ったり、訓練においてハザードマップの配布を行い、住民の認知度向上を図った。	・「いなぎ防災マップ」改め「いなぎ防災ガイド」を、新たに作成された内水浸水想定区域図及び三沢川の浸水想定区域図を含めた内容に更新した。		・引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)		
⑩まるごとまちごとハザードマップの促進	東京都市管理河川を対象とした取組内容	現状と課題	・国交省管理河川については、「まるごとまちごとH2M」を実施 ・東京都河川では、被害想定が変更される可能性があるため、実施の予定はない。	・「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。			・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局)	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】建設局	
		今後の取組の具体的な	・「まるごとまちごとH2M」をスムーズに実施するために、河川管理者による「まるまち」の周知徹底を依頼する。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。			・引き続き、国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援していく。(建設局)		
		R6年度	・引き続き「まるごとまちごとハザードマップ」の取り組み結果である看板の周知をする。	・引き続き「まるごとまちごとハザードマップ」の取り組み結果である看板の周知をする。	・浸水想定区域内の電柱に巻き貼り看板を140ヶ所設置している。			・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)	
		R7年度	・引き続き「まるごとまちごとハザードマップ」の取り組み結果である看板の周知をする。	・引き続き「まるごとまちごとハザードマップ」の取り組み結果である看板の周知をする。	・浸水想定区域内の電柱に巻き貼り看板を130ヶ所設置しており、今後は130ヶ所を維持していく。			・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)	

○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。	現状と課題 ・洪水・土砂災害ハザードマップに浸水実績(昭和41年と昭和51年の台風)を掲載し、周知している。同内容をホームページでも公開している。	・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。 ・紙ベースで、過去の浸水履歴を保管している	・浸水履歴は閲覧できるものの、住民へ周知する方法を検討する必要がある。			・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の取組の具体的な ・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	大きな水害が無いため、現時点では、現行の管理方法を継続していく	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。			・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
		R6年度 ・洪水・土砂災害ハザードマップに浸水実績(昭和41年と昭和51年の台風)を掲載し、周知している。同内容をホームページでも公開している。	・防災安全課及び都市計画課にて紙ベースで過去の浸水履歴を保管・開示している。	・消防本部警防課にて紙ベースで昭和54年以降の浸水履歴を保管・開示している。同内容をホームページでも公開している。			・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防災情報の発信を実施している。(建設局) ・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの運用開始を予定している。(建設局)	
		R7年度 ・洪水・土砂災害ハザードマップに浸水実績(昭和41年と昭和51年の台風)を掲載し、周知している。同内容をホームページでも公開している。	・防災安全課及び都市計画課にて紙ベースで過去の浸水履歴を保管・開示している。	・消防本部警防課にて紙ベースで昭和54年以降の浸水履歴を保管・開示している。同内容をホームページでも公開している。			・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防災情報の発信を実施している。(建設局) ・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムを公開し、運用している。(建設局)	
②自助・共助の仕組みの強化	A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	現状と課題 ・東京マイタイムラインを窓口等で配布している。 ・洪水・土砂災害ハザードマップにマイタイムライン作成欄を掲載した。	・総合防災訓練などの機会を利用して、住民に対するセミナーを東京都の協力を得て実施し、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	・自助の取組を促すために、マイタイムラインを防災訓練や防災講話等で配布している。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の取組の具体的な ・今後も東京マイタイムラインの周知に努めていく。	・より多くの市民が参加し、より効果的な形でセミナー開催を検討する。	・東京都と協力し、地域住民や地域の小中学校・高校等でマイタイムライン講座の推進を図る。			・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局) ・引き続き、セミナー事業を通じマイ・タイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局)	
		R6年度 ・引き続き東京マイタイムラインを窓口等で配布している。 ・東京都と共催で東京マイタイムラインセミナーを実施した。	・引き続き、タイムラインに沿った避難行動に関する啓発動画をYoutubeや地元テレビ局で放送している。動画最後に東京マイタイムラインの案内と事前作成の重要性を示すことで、市民が避難計画を作成する意識の醸成を図った。	・マイタイムラインの策定を加速させるために、地域の住民や学校等で東京都総合防災部と協力し、東京マイタイムラインセミナーを行い、水害リスクに関する周知を実施している。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施している。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを配信するとともに、利用率向上を目標として、電車内広告や都内デジタルサイネージ等を活用した広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、学校、親子、企業を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)	
		R7年度 ・引き続き東京マイタイムラインを窓口等で配布している。 ・東京都と共催で東京マイタイムラインセミナーを実施した。	・引き続き、タイムラインに沿った避難行動に関する啓発動画をYoutubeで公開し、DVDの貸し出しをしている。動画最後に東京マイタイムラインの案内と事前作成の重要性を示すことで、市民が避難計画を作成する意識の醸成を図った。	・マイタイムラインの策定を加速させるために、地域の住民や学校等で東京都総合防災部と協力し、東京マイタイムラインセミナーを行い、水害リスクに関する周知を実施している。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発した。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施した。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを配信するとともに、利用率向上を目標として、SNS広告や都内デジタルサイネージ等を活用した広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、学校、親子、企業を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)	
B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	現状と課題 ・避難行動要支援者名簿の作成や、更新等の取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・避難行動要支援者名簿の策定・更新を実施している。 ・自主防災組織及び民生委員と連携を図り、避難行動要支援者等の、個別計画等の取組を進めている。				・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉局
	今後の取組の具体的な ・引き続き、避難行動要支援者名簿の作成や、更新等の取組を進めていく。 ・引き続き、避難行動要支援者の個別避難計画作成について検討し、計画作成に向けて取組を進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。 ・地域包括支援センター等ハザードマップやパンフレットを配付し、水害リスクの周知を図っていく。 ・水害時における避難行動要支援者の避難に際し、市としての名簿の具体的な活用法について検討する。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。			・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っていく。(福祉局)		
	R6年度 ・避難行動要支援者名簿の作成や、更新等の取組を進めた。 ・避難行動要支援者の個別避難計画作成について検討し、計画作成に向けて取組を進めた。	・引き続き、福祉部局と連携の上、避難行動要支援者に対する避難支援個別計画策定を進めている。	・福祉部局と連携し、避難行動要支援者名簿の策定・更新や、避難行動要支援者の個別避難計画策定について取組を進めている。	・東京都社会福祉協議会と連携し、「防災気象情報」の利活用説明会を地域ブロックごとに実施中。(令和6年度は八王子、城南、城西 北北)			区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施。(福祉局)	
	R7年度 ・避難行動要支援者名簿の作成や、更新等の取組を進めた。 ・避難行動要支援者の個別避難計画作成について検討し、計画作成に向けて取組を進めた。	・引き続き、福祉部局と連携の上、避難行動要支援者に対する避難支援個別計画策定を進めている。	・福祉部局と連携し、避難行動要支援者名簿の策定・更新や、避難行動要支援者の個別避難計画策定について取組を進めている。	・東京都社会福祉協議会と連携し、機を捉えて令和8年5月下旬に運用を開始する新たな防災気象情報の活用方法について説明する予定。			区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施。(福祉局)	

○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①自助・共助の仕組みの強化	○地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題 これまでは、自主防災組織のリーダーを対象とした講習会等を行い、自主防災組織リーダーに育成に努めてきたが、講習会の対象者が特定の人物に限定されていたほか、市民に成果を還元するツールが不足していた。	・地域の防災訓練や防災講話に職員を派遣し、水害リスクに関する周知を図っている。	・「東京マイ・タイムライン」地球リーダー講習会等の研修及び講習会に参加している。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局
		今後の取組の具体的な ・今後は、全市民を対象とした様々なニーズに応じた各種講座を開講するとともに、防災啓発に取り組んだ成果については、わかりやすく取りまとめて速やかに全市民に還元することにより、誰もが防災リーダーとなれるよう市民を育成していく。	・引き続き、地域の防災訓練や防災講話に職員を派遣し、水害リスクに関する周知を図る。 ・水防訓練の内容を地域と話し合いながら検討し、具体的な情報伝達体制の構築や避難要領の確立につなげる。	・今後も継続し、研修及び講習会に参加を呼びかける。			・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する(総務局)	
		R6年度 「まなぶ」と「とりくむ」の2つのテーマに沿った様々なコンテンツを用意する「まちだ防災カレッジ」を展開し、ポータルサイトの運用を引き続き行っている。 「とりくむ」では、アウトドアの体験を通じて、在宅避難時にも役立つスキルを身に着けるなど、防災意識の醸成を図った。	・引き続き水防訓練の際、ニュータウンエリアの避難所への避難訓練を実施するとともに、防災講話を行った。 ・地域の防災訓練や防災講話に職員を派遣し、災害に関する周知を図っている。	・地域住民に対する防災講話等を行い、水害リスクに関する周知を引き続き実施している。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施している。(総務局)	
		R7年度 「まなぶ」と「とりくむ」の2つのテーマに沿った様々なコンテンツを用意する「まちだ防災カレッジ」を展開し、ポータルサイトの運用を引き続き行っている。 「とりくむ」では、アウトドアの体験を通じて、在宅避難時にも役立つスキルを身に着けるなど、防災意識の醸成を図った。	・引き続き水防訓練の際、ニュータウンエリアの避難所への避難訓練を実施するとともに、防災講話を行った。 ・地域の防災訓練や防災講話に職員を派遣し、災害に関する周知を図っている。	・地域住民に対する防災講話等を行い、水害リスクに関する周知を引き続き実施している。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発した。(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施した。(総務局)	
②住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実地状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を実施する。	現状と課題 ・風水害時の避難について、訓練を含め方法を研究する。	・水防訓練時に、住民による避難訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているが少数となっている。		・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 東京都 総務局、建設局、港湾局
		今後の取組の具体的な ・引き続き、研究を進めていく。	・水防訓練の内容を地域と話し合いながら検討し、具体的な情報伝達体制の構築や避難要領の確立につなげる。	・関係機関と連携しながら、住民が参加する訓練を実施していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	
		R6年度 訓練や啓発イベントの日程を予め分散させ、ひとつひとつの訓練や啓発イベントの内容を充実させた。 1年を通して訓練や啓発イベントを開催することで、継続して市民に防災意識の高揚が図れるよう努めた。	・引き続き水防訓練の際、ニュータウンエリアの避難所への避難訓練を実施するとともに、防災講話を行った。 ・地域の防災訓練や防災講話に職員を派遣し、災害に関する周知を図っている。	・市防災訓練において、関係機関と連携した応急対策活動訓練、自主防災組織を主体とした避難所設置・運営訓練及び障害者や要配慮者、女性視点の避難所設置訓練等を実施した。	以下の日程で訓練に参加し、住民に対し防災気象情報の周知を行った。 ・5月25日 東京消防庁・足立区総合水防訓練 プース展示 ・6月28日 東京都風水害図上訓練 気象講義 ・8月6日 練馬区災害対策本部設置訓練 気象講演 ・10月20日 清瀬市総合防災訓練 プース展示 ・10月22日 東京都風水害図上訓練 気象講義 ・11月9日 新宿区総合防災訓練 プース展示・実験 ・11月14日 東京都図上防災訓練(南海トラフ) 解説		・多摩川や荒川流域の大規模風水害を想定し、江東・多摩地域の8自治体と連携して図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局) ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引き続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。(港湾局)	
		R7年度 訓練や啓発イベントの日程を予め分散させ、ひとつひとつの訓練や啓発イベントの内容を充実させた。 1年を通して訓練や啓発イベントを開催することで、継続して市民に防災意識の高揚が図れるよう努めた。	・引き続き水防訓練の際、ニュータウンエリアの避難所への避難訓練を実施するとともに、防災講話を行った。 ・地域の防災訓練や防災講話に職員を派遣し、災害に関する周知を図っている。	・各種訓練の機会をとらえ、住民の訓練参加を促進し、住民の避難訓練を実施した。	以下の日程で訓練に参加し、住民に対し防災気象情報の周知・広報を行った。 ・5月24日 東京消防庁・北区総合水防訓練 ・8月31日 東京都・羽村市・日の出町総合防災訓練 ・9月28日 千代田区防災フェスタ ・10月5日 八丈町防災訓練 ・11月1日 杉並区総合防災訓練 ・11月9日 新宿区総合防災訓練 ・11月15日 東京都・新島村総合防災訓練 ・11月16日 三鷹市総合防災訓練		・超大型で猛烈な台風の接近及びそれに伴う集中豪雨等の発生を想定し、都内20自治体と連携して図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局) ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引き続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。(港湾局)	
③防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等における防災教育の充実に向けた取組を実施する。	現状と課題 ・首都直下地震など、今後さらに大規模な災害が発生する可能性も高いことから、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していく必要がある。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「経験したことのない大雨 その時どうする？」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。 ・東京都教育庁との連携を模索して、教育庁教育指導課を訪問したが、具体的な成果はなかった。		・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 東京都 教育庁、生活文化局、総務局
		今後の取組の具体的な ・防災教育の充実に向けて、小学校・中学校等において、地域防災力の中核を担う消防団員・自主防災組織等が参画し、体験的・実践的な防災教育の推進に取り組んでいく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	引き続き、関係部署と協議することで防災教育を実施していく。	引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。		・防災教育に関する通知等の周知とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)	
		R6年度 ・地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団や自主防災組織の活動と、学校における防災教育を関連付けるなど地域の実情に応じた防災教育を実施した。 ・教育委員会や学校と連携しながら、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員、自主防災組織員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を実施した。	・引き続き、防災教育として、夏休み期間中に自由研究にも使ってもらえる親子向け防災イベントを実施した。 ・防災教育として、小中学校等へ出前講座を実施した。	・防災教育として、小中学校及び都立高校において防災講座及び防災訓練を実施している。 ・清瀬市教育委員会と連携して「清瀬こども大学」を7月26日～27日に実施。小学4年から6年生13人が参加し、気象と防災に関する授業を行った。 ・荒川下流河川事務所と連携し、北区都の北学園に対する防災教育を11月15日に実施。実験展示等を交え普及啓発を行った。 ・北区教育委員会の依頼で、区立幼稚園、小中学校の防災担当教諭を対象とした防災講座を実施した。 ・瑞穂町教育委員会と連携し、瑞穂第一、第三、第四小学校の3校において気象防災に関する授業を行った。 ・東久留米市立小山小学校、渋谷区立幡代小学校、世田谷区立代田小学校、台東区立谷本小学校、アスク浅草橋子どもクラブにおいて気象防災をテーマとする出前講座を行い、小学生に対して気象現象と情報の得方、用い方を説明した。		・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの出前講座及びVR体験学習を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)		
		R7年度 ・地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団や自主防災組織の活動と、学校における防災教育を関連付けるなど地域の実情に応じた防災教育を実施した。 ・教育委員会や学校と連携しながら、児童生徒等が将来の地域防災力の担い手となるよう、消防団員、自主防災組織員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を実施した。	・防災教育として、小中学校等へ出前講座を実施した。	・防災教育として、小中学校及び都立高校において防災講座及び防災訓練を実施している。 ・清瀬市教育委員会と連携して「清瀬こども大学・気象の部」を7月25日～26日に実施。小学4年から6年生14人が参加し、気象と防災に関する授業を行った。 ・荒川下流河川事務所と連携し、北区立都の北学園に対する防災減災教育を11月19日に実施。実験展示等を交え普及啓発を行った。 ・11月20日、北区教育委員会の依頼で、区立幼稚園、小中学校の防災担当教諭を対象とした防災講座を実施した。 ・東久留米市立小山小学校、墨田区立押上小学校、啓明学園中学校において気象防災、地震防災をテーマとする出前講座を行い、小学生に対して気象現象と情報の得方、用い方を説明した。 ・全国・東京都学校安全教育研究会の大会会場場となっている調布市立富士見台小学校において研究授業の教案作成等に協力し、ゲストティーチャーとして、台風防災、火山防災、マイ・タイムライン作成についての授業を実施した。 ・東京都立紅葉川高校の地理科教諭と共同で、「地理総合・防災分野」の指導案を作成し、授業を実施した。 ・清瀬市立第十小学校・第五中学校避難所運営委員会主催の防災フェスタに出展して、気象防災に関する普及啓発を行った。		・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの出前講座及びVR体験学習を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)		

○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

円滑かつ迅速な避難に関する施設等の整備に関する事項		町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑮水位計、河川監視用カメラ等の整備	現状と課題		・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。			河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。(建設局) 狭いスペースや電源確保が困難な場所への設置検討、計画段階から実施主体間での設置情報の共有化、水位計やカメラ以外の観測機器導入に向けた情報収集が必要である。(建設局) ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(交通局) ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局
	今後の取組の具体的な		・水位計、河川監視用カメラの配置について、配置の必要性を検討するための情報を収集する。	・水位計、河川監視用カメラの配置について、配置の必要性を検討するための情報を収集する。			・実施主体間での設置予定情報や事例の共有(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にしていく。(水道局)	
	R6年度		・東京都及び下水道部局が設置したカメラを活用している。	・水位計、河川監視用カメラの配置について、配置の必要性を検討するための情報収集を実施している。 ・東京都水防チャンネルを活用している。			・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局) ・調節池の貯留率および取水口の映像を新たに公開した。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。(交通局) ・引き続き放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にしていく。(水道局)	
	R7年度		・東京都及び下水道部局が設置したカメラを活用している。	・水位計、河川監視用カメラの配置について、配置の必要性を検討するための情報収集を実施している。 ・東京都水防チャンネルを活用している。			・河川監視カメラや水位計の増設を行い、今後も引き続き増設について検討していく。(建設局) ・調節池の貯留率および取水口の映像を公開し、運用している。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にしていく。(交通局) ・引き続き放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にしていく。(水道局)	

2)的確な水防活動のための取組

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑯水防上注意を要する箇所の確保、水防資機材の整備等	現状と課題	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川及び集水木の点検を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。			・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
	今後の取組の具体的な	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。			・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)	
	R6年度	・出水期前に実施する河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加した。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・現在備蓄している水防資機材の見直しを行い、今後導入すべき資機材を検討している。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)	
	R7年度	・出水期前に実施する河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加した。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・現在備蓄している水防資機材の見直しを行い、今後導入すべき資機材を検討している。			・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局) ・新たに大容量型移動式排水ポンプ車を1台整備し、円滑な水防活動が実施できるように操作訓練の実施に向けて調整を行った。(建設局)	
⑰水防訓練の充実	現状と課題	・毎年、集中豪雨のシーズン前である5月に関係機関と連携して水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。 ・住民の避難経路の確認等、水平避難・垂直避難について、検証する必要がある。	・消防団等と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。		・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、総務局
	今後の取組の具体的な	毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	毎年実施している水防訓練について、消防署・警察省等の水防関係機関、住民等の参加等による訓練を実施していく。	毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。		・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を検討していく。(総務局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)	
	R6年度	6月に町田市・第九消防方面合同総合水防訓練を実施し、消防署、消防団、警察署、自衛隊等の多くの関係機関との合同訓練を実施した。	毎年実施している水防訓練について、消防署・警察省等の水防関係機関、住民等の参加等による訓練を実施していく。 ・上記水防訓練の際、ニュータウンエリアの避難所への避難訓練を実施するとともに、防災講話を行った。	消防団と連携して水防訓練を実施している。	以下の日程で水防訓練に参加し、防災気象情報の周知を行った。 ・5月25日 東京消防庁・足立区総合水防訓練 プース展示 ・6月28日 東京都風水害図上訓練 気象講義 ・10月22日 東京都風水害図上訓練 気象講義  (水防以外も含む訓練参加) ・8月6日 練馬区災害対策本部設置訓練 気象講演 ・10月20日 清瀬市総合防災訓練 プース展示 ・11月9日 新宿区総合防災訓練 プース展示・実験 ・11月14日 東京都図上防災訓練(南海トラフ) ・12月26日 江東5区広域避難情報発令の図上訓練		・多摩川や荒川流域の大規模風水害を想定し、江東・多摩地域の8自治体と連携して図上訓練を実施した。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した(建設局)	
	R7年度	6月に町田市・第九消防方面合同総合水防訓練を実施し、消防署、消防団、警察署、自衛隊等の多くの関係機関との合同訓練を実施した。	毎年実施している水防訓練について、消防署・警察省等の水防関係機関、住民等の参加等による訓練を実施していく。 ・上記水防訓練の際、ニュータウンエリアの避難所への避難訓練を実施するとともに、防災講話を行った。	消防団と連携して水防訓練を実施している。	以下の日程で水防訓練に参加し、防災気象情報の周知・広報や関係機関との連携強化に係る取組を行った。 ・5月24日 東京消防庁・北区総合水防訓練 ・5月27日 東京都風水害図上訓練 ・7月23日 練馬区風水害リスクマネジメント研修 ・12月24日 江東5区広域避難対応の図上訓練		・超大型で猛烈な台風の接近及びそれに伴う集中豪雨等の発生を想定し、都内20自治体と連携して図上訓練を実施した。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練を実施した。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参加した。(建設局)	

○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑬水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	現状と課題 ・水防活動を担う消防団員の欠員が生じている状況。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。			・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の取組 ・広報、SNS等を活用し消防団活動の魅力若年層に対しRしている。	・引き続き、ホームページやフェイスブック・広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局)	
		R6年度 ・引き続き、消防団と連携しながら、SNS等を活用した消防団員募集活動に取り組む。	・ホームページやフェイスブック・広報誌・Youtube等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図った。	・市防災訓練、市HP、広報誌、SNS等を通じて、水防活動を行う稲城市消防団のPRを行い、募集活動を行っている。			・東京都防災X(旧Twitter)等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局)	
		R7年度 ・引き続き、消防団と連携しながら、SNS等を活用した消防団員募集活動に取り組む。	・ホームページやフェイスブック・広報誌・Youtube等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図った。	・市防災訓練、市HP、広報誌、SNS等を通じて、水防活動を行う稲城市消防団のPRを行い、募集活動を行っている。			・危機管理産業展への参加や東京都防災X(旧Twitter)等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局)	
⑭水防活動を行う消防団間での連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。	現状と課題 ・近隣消防団との連携活動などについて、消防団と市が協力して実施している。	・水防訓練等の機会を活用し、消防団間の連携、消防団の練度向上に努めている。	・効率的な水防活動を実施するため、消防団と連携し、水防訓練を実施している。			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、 港湾局
		今後の取組 ・引き続き、広域的な対策が可能となるよう、近隣消防団との連携を深めるべく取り組む。	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。	・今後も消防団と連携し、水防訓練を実施していく。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		R6年度 ・近隣消防団との情報共有、連携した活動を実施している。	・水防訓練等の機会を活用し、消防団間の連携、消防団の練度向上に努めている。	・効率的な水防活動を実施できるよう水防訓練を行い、消防団との連携強化を図っている。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の維持及び構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、運用方針を策定し区市町村に周知を行った。(建設局)	
		R7年度 ・近隣消防団との情報共有、連携した活動を実施している。	・水防訓練等の機会を活用し、消防団間の連携、消防団の練度向上に努めている。	・効率的な水防活動を実施できるよう水防訓練を行い、消防団との連携強化を図っている。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の維持及び構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑯災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を把握する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。	現状と課題 ・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院が1か所存在する。 ・立地状況が危険と判断した場合、迅速な情報伝達を行う必要がある。	・浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認している。 ・立地状況が危険と判断した場合、迅速な情報伝達を行う必要がある。	・浸水予想区域内に災害拠点病院等は存在しないものの、危険と判断した場合、迅速な情報伝達を行う必要がある。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改定を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、 港湾局
		今後の取組 ・必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)	
		R6年度 ・引き続き、必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はないが、病院は存在しているため、情報伝達体制の確認を実施した。	・浸水予想区域内に災害拠点病院はないが、引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
R7年度 ・引き続き、必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はないが、病院は存在しているため、情報伝達体制の確認を実施した。	・浸水予想区域内に災害拠点病院はないが、引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)			

○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を把握し、適切に機能確保するための必要対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題	・地下駐車場、庁舎1階に止水板を設置している。 ・自家発電設備を上層階に設置している。	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 ・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。 ・自家発電機等の耐水化を検討している。 ・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・浸水予想区域内のため対策をとる必要がある。 ・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。 ・自家発電機等の耐水化を検討している。 ・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。		・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		今後の取組の具体的な	・浸水対策について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。	・東京都より三沢川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等が公表されたため、他の流域の改正状況を踏まえながら区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じ対策を検討していく。		・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局) ・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	
		R6年度	・引き続き、浸水対策について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・引き続き、本庁舎の災害対応能力維持に必要な対策を検討した。	東京都から公表された洪水浸水想定区域図に応じて、耐水対策を検討していく。		・引き続き、申請のあった区市町村へ、災对本部の設置される区市町村庁舎に対する非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・下水道施設について、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局)	
		R7年度	・引き続き、浸水対策について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。	・引き続き、本庁舎の災害対応能力維持に必要な対策を検討した。	・東京都から公表された洪水浸水想定区域図に応じて、耐水対策を検討していく。		・引き続き、申請のあった区市町村へ、災对本部の設置される区市町村庁舎に対する非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・引き続き、水再生センターやポンプ所等において、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、いずれにも対応できる対策高に耐水化をレベルアップするよう検討する。(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図や高潮防災総合情報システム等の機能を活用することで、水害リスクを周知していく。(港湾局)	

3) 氾濫水の排水に関する取組  
氾濫水の排水に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	現状と課題		・3箇所の小河川に排水ポンプを設置している。	・排水が必要な場合は、消防ポンプ車による排水活動を実施している。 ・排水ポンプ車出動要請のための連絡体制について検討が必要である。 ・浸水対策として、1時間50mmの降雨に対処できる下水道施設を整備している。		・東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) ・東京港に排水機場を設置している。(港湾局) ・建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の取組の具体的な		・3箇所の小河川に排水ポンプの維持・管理を実施するとともに、運用要領の習熟を図っていく。	・排水訓練の実施について検討する。 ・引き続き下水道施設を整備していく。		・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		R6年度		排水ポンプ設備が確実に稼働できるよう、保守点検並びに、動作確認作業を実施した。	・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を実施している。		・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。(総務局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・排水機能等の下水道機能を確保するため、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、各施設における最も高い対策高で耐水化を実施(下水道局) ・東京都における排水作業準備計画に基づき、図上訓練を実施した。(建設局)	
		R7年度		排水ポンプ設備が確実に稼働できるよう、保守点検並びに、動作確認作業を実施した。	・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を実施している。		・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。(総務局) ・引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) ・引き続き、水再生センターやポンプ所等において、高潮、津波、外水はん濫、内水はん濫に対して、いずれにも対応できる対策高に耐水化をレベルアップするよう検討する。(下水道局) ・東京都における排水作業準備計画に基づき図上訓練を実施した。(建設局)	

4) その他の取組  
その他の事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
③堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木・堆積土砂等の除去など、河川の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。	現状と課題					・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) ・河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特別条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局
		今後の取組の具体的な					・着実に河川整備を進めていく。(建設局) ・着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)	
		R6年度					・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
		R7年度					・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	

○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④樋門、樋管等の施設の適切な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。</li> <li>都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。</li> <li>都管理の樋門・樋管等について、施設の適切な運用体制を検討する。</li> </ul>	現状と課題					<ul style="list-style-type: none"> <li>水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局)</li> <li>下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるよう対策済(下水道局)</li> </ul>	【東京都】建設局、下水道局
		今後の取組の具体的な					<ul style="list-style-type: none"> <li>水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局)</li> <li>引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。(下水道局)</li> <li>国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)</li> </ul>	
		R6年度					引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局)	
		R7年度					引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局)	
⑤水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。</li> </ul>	現状と課題					<ul style="list-style-type: none"> <li>防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまちごとハザードマップの作成などの取組を支援している。(建設局)</li> </ul>	【東京都】建設局
		今後の取組の具体的な					引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)	
		R6年度					<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まちごとハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)</li> </ul>	
		R7年度					<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まちごとハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)</li> </ul>	
⑥適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に関する施策の最新情報の共有する。</li> </ul>	現状と課題					<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局、下水道局)</li> </ul>	【東京都】住宅政策本部、建設局、下水道局
		今後の取組の具体的な					水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局)	
		R6年度					水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)	
		R7年度					水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)	

○南多摩東部建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	町田市	多摩市	稲城市	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参画する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題 ・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。		・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局
		今後の取組 ・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。		・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)	
		R6年度 ・国、東京都が実施している研修等に参加した。	気象庁の気象防災ワークショップに参加し、練度向上に努めた。	・国、東京都が実施している研修等に参加し、情報共有を図った。	・講習・講演会等について、東京都防災気象講習会(4月23日)、東京都総合土砂災害推進連絡会(5月21日)、東京湾台風等対策協議会(6月25日)、東京都国民保護協議会(10月29日)において講演や解説を行った。 ・自治体の防災担当職員を対象とする気象防災ワークショップを行った(5月28日【土砂】、6月5日【洪水】、2月4日予定【土砂】)。 ・東京都が主催する図上訓練(6月28日、10月22日、11月14日)に参加し、気象・地震の解説を行った。 ・災害時の首長ホットラインの疎通確認を行い緊急時に備えた。		・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
		R7年度 ・国、東京都が実施している研修等に参加した。	・国、東京都が実施している研修等に参加し、練度向上に努めた。	・国、東京都が実施している研修等に参加し、情報共有を図った。	・都内自治体の防災担当職員を対象とする気象防災ワークショップを行った(5月22日、5月28日、2月16日予定)。 ・江東区を対象に気象防災ワークショップを行った。(8月14日) ・東京都風水害図上訓練に参加し、気象解説を行った。(5月27日) ・災害時の首長ホットラインの疎通確認を行い緊急時に備えた。		・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修の充実に向けて、引き続き改善していく。(建設局)	
⑤災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題 ・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の取組 ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・引き続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。(総務局)	
		R6年度 ・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有した。	災害情報や避難情報をDISで共有した。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・引き続き、DISのオンライン操作講習会を開催し、区市町村職員の操作習熟を図った。(総務局)	
		R7年度 ・引き続き、DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有した。	災害情報や避難情報をDISで共有した。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・引き続き、DISのオンライン操作講習会を開催し、区市町村職員の操作習熟を図った。(総務局)	
⑥地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模災害減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題					・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和7年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。	【関東地方整備局】
		今後の取組 ・国管理河川を対象とした大規模災害減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。						
		R6年度					・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。	
		R7年度					・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。 ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく荒川水系(東京都)の減災に関わる取組方針が今年で第2期(令和3～令和7年)の最終年を迎えたことを踏まえ、第3期(令和8～令和12年)に向けた減災に係る取組方針の改定を行った。 ・要配慮者利用施設における水害時の避難訓練実施促進に向けたパンフレットを作成、公表した。	